

市民福祉委員会会議録

1. 開催年月日

平成29年 6月21日 開会 10時00分 閉会 11時45分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

柳井一徳	藤原浩司	柳原英子	惣台己吉
三宅文雄	簀戸利昭	森本典夫	

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 西田久志

(2) 説明員

副市長	三宅生一	市民生活部長	北村宗則
健康福祉部長	山田正人	病院事務部長	野崎正広
市民生活部次長	北村容子	健康福祉部次長	佐藤和也
病院事務次長	田平雅裕	市民生活部参与	藤井護
環境課長	柚野裕正	子育て支援課長	和田広志
介護保険課長	宮良人	健康医療課長	三宅早苗
健康福祉部参事	三村信介	甲南保育園長	青江淳子
芳井保育園長	三宅弘美	偕楽園長	竹井博範
芳井支所長	三宅孝一	美星支所長	川上邦和
福祉課長補佐	伊達卓生	戸籍住民係長	池田真弓

(3) 事務局職員

事務局長	川田純士	事務局次長	岡田光雄
主任	吉原茂充		

6. 傍聴者

- | | |
|--------|--|
| (1) 議員 | 多賀信祥、山下憲雄、坊野公治、上野安是、三輪順治、宮地俊則、
佐藤 豊 |
| (2) 一般 | 0名 |
| (3) 報道 | 0名 |

7. 発言の概要

委員長（柳井一徳君） 皆さんおはようございます。

ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

まず初めに、副市長のごあいさつをお願いします。

〈副市長あいさつ〉

副市長（三宅生一君） 皆さんに、改めましておはようございます。

きょうは二十四節気の一つ、夏至ということで、文字どおり昼が一番長いということのようだと思います。あわせまして、梅雨のど真ん中ということにもなろうかと思えます。この梅雨時期ともなりますと、どうしても水害あるいは土砂災害等を想定しておりますが、危機管理監を頭に、減災、こういったものに万全を期していきたいというふうにも思っているところであります。さらに、市長がかねがね申し上げておりますが、健康寿命日本一を目指すということであります。医療・介護・福祉、こういったことの諸施策を講じて市民福祉の向上に努めてまいりたいという思いであります。まさにこの委員会に属する私どもの部署がここにそろっておりますので、気を引き締めてやっていきたいというふうにも思っております。

さて、そうした中、本日は市民福祉委員会を開催いただきました。皆様方には何かとご多用の中お繰り合わせをいただきましたこと、改めまして厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。

この委員会に付託されております案件であります。条例案件が1件ということでございます。皆様方には十分慎重に審議をいただきながら、適切なご決定を賜りたいというふうに思っております。また、この期、国保制度改革、また市民病院改革プランの概要につきまして担当のほうからご説明を申し上げたいというふうにも思っております。

なお、お手元に本定例会の報告事項をお配りいたしております。皆様方には後ほどお目通しのほうをよろしくお願いを申し上げたいと思います。本日はどうぞよろしくお願います。

〈議長あいさつ〉

〈議案第34号 井原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について〉

委員（森本典夫君） 直接これに関係ありませんが、ドクターがどんどんということもありませんが、ドクターがふえて徐々に充実してきたというふうな認識をしております。皆さん方の努力に感謝するところでありますが、そういう中で市民病院の診療の内容で午後の診察は基本的には予約でということになっていますが、ドクターがふえたということでそこらあたりが幾らか改善されて、午後の診療も、外来ですが、予約をしなくても診療するというような状況が近いうちにつくれるのか、当分はまだまだドクターの確保が必要でそこまできなかなかいけないというふうなことなのか、そのあたりの見通しをお聞かせいただきたいと思っております。

病院事務次長（田平雅裕君） 午後の予約以外の診察についてのお尋ねでございますが、今後、医師もふえております、また看護師等病院スタッフの充実ということも課題になっておりますが、今後研究をして、できるだけそういった方向に進めてまいりたいというふうにご考えております。

以上です。

委員（森本典夫君） できるだけという話ではありますが、見通しとしては、例えば1年先とか半年先とか、それよりもうちよつと先とかという見通しは幾らかつきますか。

病院事務次長（田平雅裕君） 見通しについてのお尋ねでございますが、現時点でははっきりとした見通しについてはお答えできない状況でございます。

以上です。

委員（森本典夫君） といいますのが、やはり市民の中から午後も診察してほしいという声はかなり強いんですね。そういう意味では、予約がとれて午後でも診察できるというふうなことができるようになれば、市民の方々、患者さんを含めて大変喜ばれるというふうに思っておりますので、そういう意味ではできるだけ早く、午後予約というところの一部分でも、例えば曜日を月水金なら月水金は午後も診ますよというような形の改善をしていただきたいというふうに思って、市民の声に応える改善をというふうに思っておりますが、そういう意味では事務部長、どうでしょうか。

病院事務部長（野崎正広君） ご意見、本当に貴重なご意見ということで承って、さっき事務次長が言いましたように検討していきたいとは思っております。

委員（森本典夫君） できるだけ早く実現してあげていただきたいと思っておりますので、よろ

しくお願いしまして、この質問は終わります。

委員（三宅文雄君） 新たにドック、健診部ができたということでございますけれども、スタッフはどういうふうになっていますでしょうか。

病院事務次長（田平雅裕君） スタッフについてのお尋ねでございます。

スタッフといたしましては、常勤医師1名、それから看護師2名、それから医事事務職員3名を中心に実施をしていく予定にしております。また、関連する検査部門、放射線部門、内視鏡部門等、そういったスタッフも含めてチームで実施する予定にいたしております。

以上です。

委員（三宅文雄君） 現状のスタッフに新たに医師が入ったという、現状の職員の中での構成になるのでしょうか。新たに人を入れるとかということなんでしょうか。

病院事務次長（田平雅裕君） これまでのスタッフと大きなかわりはございません。ただ、先ほど申し上げましたとおり常勤医師、これまでは応援医師で健診を担当していただいておりますが、常勤医師が確保できたということで、医師が常勤ということになっておる点の変更点でございます。

以上です。

委員（惣台己吉君） ドック、健診部を設置されたということですが、市内の業者、これで実際市民病院でドックを受ける人もおれば外へ出て受けられる方がいらっしゃると思うわけですが、企業によってそういうことなんでしょうが、できるだけ市内で受けていただくような、そういう啓蒙というんですか、お願いということは今後どのように考えておられますでしょうか。

病院事務次長（田平雅裕君） 先ほど申し上げましたように、今までは応援医師ということでドックのほうも受け入れる人数としても限りがありました。今後は常勤医師ということでドックを受けられる方の数もふやしていけるというふうに見込んでおります。状況を見ながら市内の企業にもPRをしていきたいというふうを考えております。

以上です。

委員（惣台己吉君） 終わります。

委員（簀戸利昭君） すいませんが、もしわかれば結構ですが、医師の年齢がどれぐらいの方が着任されるのか、ご予定なのか、お聞きをいたします。

病院事務次長（田平雅裕君） 健診を担当する医師の年齢のお尋ねでございますが、現在60歳でございます。

以上です。

委員（簀戸利昭君） 終わります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（柳井一徳君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務に関する執行部からの報告〉

〈国民健康保険制度改革の概要について〉

委員（簀戸利昭君） 要は国保税の税率がどうなるのかということをお尋ねします。

今かなりの格差が県内市町村であると思います。それと、特に大きい市においてはかなりの法定外繰入をなさっている市があると思います。それと市町村とのバランスがどうなっている、統一料金というか、統一のあれになるのか、まだまだ段階的になるのか、もし見通しがあればお知らせください。

市民生活部次長（北村容子君） 最終的に保険料率が統一するのかもしれないのかということだろうと思うのですが、岡山県といたしましては当面保険料率は統一しないという方向で示されております。

それから、法定外繰入のことですが、国のガイドラインの中でも法定外繰入ということに対しては解消すべきものと考えているというふうに示されておりますので、解消に向けて被保険者の負担が短期間で著しく増加しないよう配慮をしながら段階的に解消、削減するように今後市町村と県とで協議していく方向でございます。

委員（簀戸利昭君） ありがとうございました。

委員（森本典夫君） そのお答えの中で法定外繰入を段階的にとということ、井原市の場合、法定外繰入をしていないのにそういう表現にならんとするんですけど、そこらどうでし

ようか。

市民生活部次長（北村容子君） 実はこの法定外繰入も当然井原市は健全な事業運営の観点から好ましくないということで考えてはおりませんが、県全体で考えていく中で実際に法定外繰入をされている市町村があるということで、それを解消していくという方向が示されているということでございます。

委員（森本典夫君） 井原市の場合、該当しないということ指摘しておきたいと思えます。

1 ページ目の一番下のところから2行目の市町村ごとの標準保険料率を算定、公表ということですが、この算定、公表する算定の基準をどういうふうな形で県が算定されるのか、そのあたりをお聞かせいただきたい。それから、井原市が算定が示されて、最終的には自治体が決めていくわけですが、標準保険料率に対してどういうふうな考え方で井原市としてやっていこうというふうに考えておられるのか。そのあたり詳しくお聞かせいただきたいと思えます。

市民生活部次長（北村容子君） お尋ねの保険料率の算定の仕方ということですが、現段階では検討中ございまして、まだ申し上げられる段階ではないというふうに思っております。ですので、当然どういった標準保険料率が示されるかと、それによって井原市がどう考えるかということですが、これにつきましてもやはり示された標準保険料率を見まして、その後井原市で市民の方に負担のかからないような方向で決定していくというふうに考えております。

委員（森本典夫君） この4ページ目の検討スケジュールの中では標準保険料率の公表というのが県の段階で1月ということになっていまして、まだまだ本当に先の話なんですが、そこが一番気になる場所でありまして、それに基づいてそれでは1月にこれが示されて我々被保険者に対する保険料が幾らになるというふうなことを示すのにこの1月の公表から新年度の保険税率を割り出すというようなことがなかなか大変だろうというふうに思いますが、そこらあたりについては井原市としてはどういうふうにお考えでしょうか。

市民生活部次長（北村容子君） 非常にタイトなスケジュールの中でどのように保険料率を決めていくのかというご質問だろうと思うのですが、実は平成29年度の標準保険料率の試算結果が8月の末に一定の前提状況のもとで試算した結果が公表されます。そういったことであるとか、11月に納付金でありますとか標準保険料率の算定の仕方、これについて決定がされます。そういったことを考慮しながら井原市は井原市として事前に準備ができることはしていかなければならないのではないかと考えております。

委員（森本典夫君） となりますと、1月が全県的な標準保険料率が公表されるというこ

とになっておりますが、そのスケジュールでいきますと先ほどの話ですと8月にはそれが示されるということになって、それに基づいて井原市の保険税を決めると、国保税を決めるというふうなことになる流れのようですが、この8月の標準保険料率に基づいてやること、あと1月の公表との矛盾点は出ないというふうに、もう8月で言ってみれば確定的なことになるのかどうなのか。そのあたりどういうふうに判断されておられますか。

市民生活部次長（北村容子君） 8月に公表される標準保険料率につきましてはあくまでも29年度の試算ということになります。平成30年度のものはあくまでも来年の1月というふうになっておりますので、その間、納付金でありますとか標準保険料率の算定、こちらの算定の仕方が決定しますので、やはりそういったことをいろいろ考慮しながら、できるところから準備を進めていくというふうに考えております。

委員（森本典夫君） 8月の県の話と1月の県の公表との間で同じものが示されるということにはならないというふうな今のお話だろうと僕は理解するんですが、そういう意味では保険税を国保税を決めることに対して、後、矛盾が出てきませんか。

市民生活部次長（北村容子君） そのようには考えておりませんが。

委員（森本典夫君） 部長、どうですか。

市民生活部長（北村宗則君） 今の30年度の保険税率についてのお話をさせていただいているわけですが、8月に示されますのはあくまで今年度29年度の状況に対応した標準保険料率というものを試算し、公表するということでありまして、先ほど次長答弁しましたが、8月に示されたものをもって保険料率を決めていくという気持ちは持っておりません。あくまでそこで傾向、方向性を読みながら、正式には1月に公表されますが、それに向けた諸準備、示されたときに素早く対応するための諸準備等を進めていきたいという考え方をお答えさせていただいているというふうに思っております。

委員（森本典夫君） 諸準備と言われましても、最終的には全ての準備をしていかなければならないんですが、僕たちが気になるのは税率なんです。この税率が最終的には1月に示された公表数字に基づいて税率を決めていくというふうになって、ほかのことについては粛々と準備をしていけばいいわけで、最終的には税率を皆さんこれだけになりますよと、しますよというふうなことを自治体が公にすることの準備が大変だろうというふうに思いまして、先ほど言いましたように1月の公表で間に合うというふうに判断されるのかというお尋ねしましたが、そこらあたりは改めてお尋ねしますが、どうですか。

市民生活部長（北村宗則君） 1月の公表を待つ間に合うのかということでございますけれども、とにかく新年度に向けて決定をしなきゃいけない、非常にタイトなスケジュールとっておりますが、そういう中でまずこの標準保険料率、これが示されるわけですが、こ

れが示されるとともに必ずそれでいくという決定がされるわけではございませんで、それも加味しながら市町村で最終決定していくんだということでございますので、その中でそういった正式な公表は1月となっておりますけれども、それまでに示される情報等も加味しながら井原市としてどうしていくかということを決めてまいりたいというふうに思っております。

委員（森本典夫君） 県のほうに一本化するという流れの中でそういうことが生じてくるわけですが、2ページ目の効果の②というところでいろいろ書かれておりますけれども、端的に言いまして被保険者にとってどういうメリットがあるのか、ちょっと具体的にお聞かせいただきたいと思います。

市民生活部次長（北村容子君） どういったメリットがあるのかというご質問ですが、先ほども申し上げたとおり今までは保険給付に関する試算を各保険者がやっておりました。そして、賦課のほうもやっておりましたが、これからは県のほうが財政運営の主体となりまして、お金の入りと出を管理するというふうになること、それが1つ。それから、公費が約3,400億円、これが毎年追加支援してもらえると、そういったこと。

それから、たちまち被保険者にとって何がよくなるのかといいますと、先ほども申し上げましたけれども、高額療養費について年間4回目から上限額が下がる制度がございます。現在は他の市町村に異動した場合、新たに1回目からカウントされることとなりますけれども、今後は県内異動の場合はその回数を引き継ぐこととなります。ですので、そういった意味で負担軽減が図られるというようなことが上げられると思っております。

委員（森本典夫君） そのことはここへ書いてありますからわかるんですが、具体的にほかに被保険者にとって何かプラスの面があるんでしょうか。

市民生活部長（北村宗則君） 被保険者へのプラスの面というお尋ねでございます。

この国民健康保険の広域化でございます。具体のそれぞれ被保険者がこうよくなりますよというものが示されているわけではございません。具体、制度として目に見えておりますのは先ほど申し上げました高額療養費の多数該当制度、これについて今まではそれぞれの市町村ごと単位で判定していたものを県内で判定していくということで、該当される方については今までは市外への異動、市外からの異動された方には初回からのカウントし直しということであったものが通算されると、これが明らかに示されている制度のメリットであります。

非常にどうメリットなのかというのはお答えしにくいわけですが、あくまでこの広域化によりまして今までは各自治体、各保険者ごとで独立して医療費の状況、所得の状況によって対応していたものが県全体として調整が図られるようになるということで、国保制度、各保険者からいいますと将来的に安定化が図られると思っておりますし、この広域化に向けまし

て公費の投入等も検討されております。そういう意味で、そういう対応が充実すれば被保険者の方の負担減につながるというようなことも考えられるというふうに思っておるところであります。

委員（森本典夫君） 最後に負担減にも通じるという話ですが、ちょっと理解ができないというのが、今までの国保財政の運営を見ていると、ここのところ大幅に2回ほど国保税率を上げました。その理由は医療費がどんどん上がっていくということとあわせて、もう基金が全くないというようなことで皆さんに申しわけないけれども何%上げさせていただきましたというような形で今まで来たわけでありまして、県に統一するとしましてもそういう意味では井原市の現在の状況が改善されることは余り考えられない。という意味では、県に統一されても自治体が決める保険税については大変厳しいと。

先ほど部長が言われましたような一定の県からのおりてくるお金はあるとしても、そういう意味では被保険者に今までの負担が軽くなるというような表現もされましたけれども、そういうことが本当に考えられるのか、今の状況からするとなかなか難しいのではないかなと。自治体が独自に決めるとしても今までの状況からするとなかなか難しい。そういう意味ではどこがどう改善されるから今部長が言われましたように負担が少しでも軽くなるのではないかなというような表現になるのか、そのあたり具体的にお聞かせいただきたいと思えます。

市民生活部長（北村宗則君） 負担減について少し期待を込めて申し上げましたけれども、それは資料のほうにあります国の公費投入、これを受けてどう調整されるのかというところを申し上げたつもりであります。

いずれにいたしましても、この国保の広域化、これはそれぞれの市町村ごとの考えでいきますと基本的には平準化に向けた取り組みとっておりますけれども、そういう中においてやっぱり負担増、負担減というものはどれぐらいどうなのか、今のところわかりませんが、出てくると思えます。そういうことで、井原市がどうなるのか、これにつきましては現在それを予測するすべがない。県のほうの試算におきましても係数等を用いて試算されていくと思えますけれども、それをどのように調整機能を働かせたものにされるのかが不透明であります。ただ、従来の各保険者ごと、自治体ごとということになりますと、てきめん医療費が伸びもしくは所得が下がるということになれば、その市民の税負担はふやさざるを得ない、その逆だとまたその逆になるということでございますけれども、そういったあたりの調整機能が高まるのは間違いないだろうというふうには思っているところであります。

ですから、現段階においてご質問の趣旨とすれば井原市民がどれだけよくなるのかという確認じゃないかなというふうに勝手に思っているんですけれども、それについては現段階で

お示しすることは困難でありますし、予測も困難と考えております。

委員（森本典夫君） 最終的に1月の公表以後、保険税率を考えて公表、井原市としての保険税率を考えるということになるんだらうと思いますが、今のところでこの1月の県の公表を受けて井原市として保険税率を幾らにしますよと、それぞれの税率がどうなって、最終的には皆さん方にこれだけの負担をしてもらいますよというのを市民に明らかにする、議会に明らかにするのはいつごろになる見通しでしょうか。

市民生活部長（北村宗則君） 先ほどから申しているとおり、非常にタイトな中で対応していかなくちゃいけませんけれども、現段階で考えておりますのはこれらの方向性を踏まえて3月議会でご審議をお願いしたいという予定でおります。

委員（森本典夫君） 国保加入者は基本的には多くの方が国保税が高いというふうに感じておられますし、言っておられます。そういう意味では県に統一したからといってそれが安易に県がこういうふうに示したから井原市事情を考えてもこれだけは今までよりは上げなくてはならないというようなことになったら大変だらうというふうに思うんですが、そういう意味では強い要望としまして今までも上がってきて高いという認識を皆さん持っておられると思うんですが、3月議会で示すということでありましてけれども、ぜひ今までの税率から上げることのないように最大限努力していただきたいというふうに思います。

条件はいろいろあってなかなか大変だらうと思いますが、またここで統一したらまた上がったというようなことになると、本当に国保へ入っておられる方は先ほどもちょっと話が出てましたけどもやはり収入が少ない人、高齢者の人という方々が多いわけで、そういう意味ではそこらあたりも配慮していただいて、県に統一されたけれども最終的には自治体が決めるんで今までよりは上げることのないように頑張るんだと、頑張ったんだというような結果を示していただきたいなということを強く要望したいんですが、その点、副市長どうでしょうか。

副市長（三宅生一君） 市民課長のほうから皆様方にこのたび知り得た情報を早目に報告しようということで、国保の広域化についてご説明をさせていただきました。

国保の広域化につきましては、そもそも国が行革審でもって随分もう前に、通常ですと権限移譲を国から県へ、県から市へという流れの中に逆行して、こういうものは市町村が保険者であるよりもより広域化が望ましいというものからスタートしております。遅々として進まず、これを県がやっとな受け入れるというのが全国的な流れであったというふうに記憶しております。

現段階において30年4月からこの広域化に踏み切るという流れの中で、昨年度にそういったきょうお示しするようなものがあってもしかるべきところを、今この段階になってやっ

と腰を上げたというのが現状だろうというふうに思っております。こういった取り組みが非常に遅いということについては、市長会等々を通じて申し上げてきて、そういう中でこの現段階、やっと資料を得たものをご説明させていただいているということをもつてご理解願いたいというふうに思っております。

それから、皆様方に思われている国保が何のメリットがあるのかと、こういうことですが、これはそもそも国の行革からスタートしておりますので、非常に大きなくくりの中で考えますと、人的にあるいは事務量を一つの集約化することによって生まれることから経費が削減されるだろうということが考えられます。そういったものを含めて国は考えられるのが3, 400億円を交付しても普通交付税等々の削減から出るだろうという、そういう試算だろうというふうに私は思っております。

それから、1月に保険料率を示すという、これも各委員さんのおっしゃるとおり非常に示す段階が遅いというふうに思っておりますが、国がこう言っているというご説明をさせてもらっていますので、私どもの気持ちとは別にこういったものが今スタートして流れているということでもあります。なおかつ、保険料率につきましては、井原市にとって、市民にとって非常に低い設定をしたいというのが気持ちの多くを支配しているところでもあります。過日といえますか、以前負担が重くなっているという、こういうお話もありましたが、これはとりもなおさず給付が伸びているからこそ負担が重くなっているということで、給付と負担のバランスを欠いてまで市民に負担を求めたことは井原市においては一度もありません。できる限り負担を軽くしようということで、支払準備基金が底をつくまで、合併のときに7億4, 000万円あったものを少しずつ切り裂いてでも税率を抑えてきたというのが今日までの取り組みであります。現在はご承知のとおり基金はございません。

そういう中で、県が標準税率、標準保険料率を示す段階においてこれをどういうふうな形で示してくるのかということも逐一私のほうでは検証をしていきたいというふうに思っております。ところが、27市町村、県にあります。こういった状況も踏まえながら私どもがこの標準保険料率を検証し、その後、研究をした後、皆様方に早い段階でお示しをしたい。これは給付と負担のバランスを欠くことのないようにしたいというふうにも思っております。なおかつ、負担はできるだけ低い、緩い負担にしたいという、これを心がけてやりたいというふうに思っています。

そういう中において、今回の県が示したスケジュールを皆様方に示させていただいておりますこと、ここを十分ご配慮願いたいと思っております。基本的な考えについてはそういうことでやっていきたいというふうに思っております。

委員（森本典夫君）　よくわかりました。

それで、以前から私が言っておりますが、国保税が高いというのは被保険者のほとんどの方の気持ちであります。そういう意味ではそれを下げるための方策として、今説明の中にもありましたが、国、県は好ましくないということで、僕の質問の中でも法定外繰入は好ましくないということですので、それは考えておりませんという答弁も今までもありましたが、一つの方法として県内の自治体で法定外繰入をやっているところがあるわけでありまして、そういう意味ではもし1月に示された公表以後、いろいろ検討の結果、上げなければならないというようなことに万が一なるようなことがあれば、やはりそのことを、そのことというのは法定外繰入をすることも考えなければならないというふうなことは僕は強く思っております。

そういう意味で、ぜひそこらも頭に入れていただいて、1月以後、保険税率の算定に当たっていただきたいということをお願いをいたしまして、質問を終わります。

委員（惣台己吉君） 　　るる標準保険料率等々のご説明ございました。

私は1点、市の方針も聞きましたが、法定外繰入はしないということで大前提にしていたきたいと思います。

〈なし〉

〈井原市民病院事業改革プラン第2次について〉

委員（簗戸利昭君） 　　3ページの収支計画の話なんですが、確かに病院改革プランの第2次の計画の中の一般会計負担の考え方というのを基本方針の4に書いてあるんですが、将来的に独立採算を目指し、さらなる経営改善に取り組み、救急医療など政策医療に必要な経費を除き一般会計からの負担額の減少に努めていくとは書いてあるんですが、資料3のところに他会計負担金ということで25年度、26年度、27年度、それぞれ書いてあるんですが、27年度で1億4,300万円、28年度が1億4,300万円の見込みということで、あと1億5,300万円、1億5,600万円と書いてあるんですが、これの理由は何でしょうか。お教えてください。

病院事務部長（野崎正広君） 　　資本的収支につきましては、ハード面です、どちらかというとハード的なものなので、医療機器整備とかすぐにはないですけど建物整備的なものも入ってくるんですけど、当面は新築してまだ10年なんではないんですけども、メインは医療機器等の部分での起債等の元金の一部等の部分でございます、中身的には。

ハード的な部分につきましては、今私どもが特に減していきたいのは収益的収支のほうで

ございまして、今例えば正直院長なんかの思いとしては応援医師の経費なんかについてももう少し効率的に応援医師もとか、損益収支の部分の分についてももっと効率的な繰り入れをしていかないといけないというふうに考えており、ただ最終的にはやはり応援医師とはいえども診療収入なので、そこは減していかないといけないという思いが病院としてはあると。応援医師はあくまでも診療なので、その部分も今いただいているんだけど、基本的にはそのところは診療の部分なのでそこは減していきたいというふうに病院としては考えているという。

数値的にはじゃあそんなに減っていないかというのはちょっと具体的にここをこう減しますというのがまだないので、32年までには具体的にどんと落ちているわけではないし、ここをこうして下げるという具体的なものもないので、ちょっとこの部分については30年度のところを先が確定できていないので、その数字を横並びで入れさせてはいただいておりますけども、基本的にはそこは少しでも下げていきたいと。将来的にはやっぱりそこは解消に向けていくという方向性です。前半は方向性です。方針です。収支計画は具体的な数値を上げさせてはいただいておりますということ。方向性はあくまでもその方向性です。だから、いっぺんに減してというのは難しいけども、少しずつそこは下げていきたいというところなんです。

委員（簀戸利昭君） 非常にわかりづらい説明で。

要は医療機器の起債の元金であるとか医師確保のための資金というふうに捉えればよろしいでしょうか。

病院事務部長（野崎正広君） 収益的収支については、主なものとしてはそういう応援医師のものでありますし、資本的収支についてはそういう医療機器の元金部分の一部補助というものがこの資本的収支の一般会計の繰り入れの金額でございます。

委員（簀戸利昭君） 終わります。

委員（惣台己吉君） 今、改革プランのご説明をいただきました。

基本方針の中でさらなる経営改善に取り組み、そして医療の質の向上に努め、事業運営を推進するという中で、特に3番目の経営形態の見直しの中で医師、看護師など医療スタッフを確保していくうえにおいてもということと、その下の収入増加・確保対策、救急医療・小児医療の充実ということで市民ニーズの高い救急医療、小児医療について充実を図り、断らない医療を目指すということをやっておられます。特にこういう部分が非常に今は鋭意努力されているとは思いますが、今後とも特に充実を図っていただければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（柳井一徳君） 副議長、これあくまでも質疑なんで、ご要望とかじゃなくて質問

をしていただけますか。

委員（惣台己吉君） すいません。終わります。

委員（簀戸利昭君） 先ほどから福山市民病院であるとか中国中央病院、倉敷中央病院とのネットワークの強化というようなお話が何度も出てきたと思うんですが、そのネットワークの強化ということで当然紹介して診てもらおうというようなお話もなるんでしょうが、要はカルテなんかを他病院へ電子カルテとして送ることが可能なのかなのか。CTの画像であったりMRIの画像であったり、そういうことができるのかなのかをお伺いします。

病院事務部長（野崎正広君） 昨年度から岡山県内は晴れやかネットというのがあって可能ではあります。施設間でそういう開示とか閲覧病院というあれを、病院でそういうやっているとところについてはできます。あと、昨年度から広島県のほうもそれこそ今の院長のあれじゃないんですけども、広島県とも晴れやかネットがつながるようになっていまして、もちろん患者様の同意とかも要るんですけども、福山市民なんかともそういうカルテのあれはできるように今はなっております。

委員（簀戸利昭君） ありがとうございます。

委員（森本典夫君） 基本方針の1の一番上のところで高機能病院等との連携を図りということになっていますが、今までで大体こらと連携をとり合った件数が年間でどのぐらいあるのか、お聞かせいただきたい。

それから、収支計画の収入増加・確保対策の中の一番下の大型医療機器の有効活用という部分で共同利用を促進するということではありますが、市内の病院等々で市民病院のCT、MRIなどを共同利用してということなのか、市内の開業医の先生方がこれを使ったということが年間でどのぐらいあるのでしょうか。

病院事務次長（田平雅裕君） すいません。2つ目のCT、MRIの共同利用の件数について先にご報告を申し上げます。

27、28の数字で申し上げますと、CTが27年度137件、28年度95件、MRIが144件、28年度が95件となっております。

以上です。

委員長（柳井一徳君） 高機能病院のほうの件数が出ますでしょうか。

すぐ出ないようであれば。大丈夫ですか。

病院事務次長（田平雅裕君） 高機能病院との連携の件数はちょっと持ち合わせておりませんので、お時間をいただきたいと思います。

委員（森本典夫君） もう最初の高機能病院等の連携を図るというのは、今わからなかったらよろしいです。

それから、共同利用ですが、件数今示されましたが、市内の病院のもう特定の病院でしょうか、それとも何施設なんでしょうか。それぞれよく利用してくださっているということなのか、そこらあたりは実情どうなんでしょうか。件数は大体でいいです。

病院事務部長（野崎正広君） 共同利用につきましては、各医療機関と契約をさせていただいております。その中で市内各医療機関をお回りさせていただいて、契約していただいている医療機関で全てではないんですけども、ちょっと細かい数字は今手元に持っていませんけども、数院、医療機関さんはそこまで契約は至っていませんけども、7割、8割ぐらいの医療機関さんとは契約をさせていただいております。やはりCTとかMRIというものは整備されている医療機関さんも少ないので。ちょっと細かいじゃあ何件かというのは済ませません、今手元に持っていませんけど、さっき言いましたように各医療機関と契約させていただいてやらせていただいて、7割ないし8割ぐらいの医療機関と契約しておりますということで、ちょっとまずはご報告させてください。

委員（森本典夫君） それについて、契約に基づいてその都度その都度利用していただくということになるんですが、利用した場合の点数は利用した医療機関のほうで計上するのか、それが当然だろうと思うんですが、Aさんという患者さんに対してCTを利用したと、市民病院のを利用したというような場合はAさんのかかっている病院のレセプトへ点数として上がっていくのが当然だろうというふうに素人考えでは思うんですが、そういうふうになるのでしょうか。

それとあわせて、契約交わして使っていただいていることに対して、市民病院として何らかの収入があるのかどうなのか。そのあたり具体的にお聞かせいただきたいと思います。

病院事務部長（野崎正広君） おっしゃるとおりで、医療費の請求につきましてはかかりつけの医療機関さんのほうで請求となります。それから、私どものほうの収入につきましては、契約して、例えばCTの検査1件につきいくらという分を依頼された医療機関さんから費用を病院のほうへ収入としていただいているという形になっております。

委員（森本典夫君） ありがとうございます。

〈なし〉

〈所管事務調査〉

委員長（柳井一徳君） 本日の所管事務調査事項はございません。

このほかに、不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案

がございましたらご発言願います。

〈なし〉

委員長（柳井一徳君） ないようでございますので、ここで執行部の方にはご退席を願いたいと思います。

何かございましたらお願いいたします。

〈副市長あいさつ〉

副市長（三宅生一君） 終わりに当たりまして、一言お礼を申し上げたいというふうに思っています。

委員の皆様方には、終始熱心に議論をいただきました。なおかつ適切なご決定を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。通じていただきましたご意見、ご提言等につきましては、必ずや今後の市政に反映していきたいというふうに思っております。本日はどうもありがとうございました。

委員長（柳井一徳君） では、執行部の方には、皆さんには大変ご苦勞さまでございました。

〈所管事務調査事項について〉

〈異議なし〉

〈閉会中の継続審査の申し出について〉

〈異議なし〉

〈行政視察について〉

〈委員長、副委員長一任〉

委員長（柳井一徳君） 委員の皆様から何かございますか。

〈なし〉

委員長（柳井一徳君） 閉会に当たり、議長何かございましたら。

議長（西田久志君） ご苦労さまでした。

委員長（柳井一徳君） 以上で市民福祉委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。